

～専門調査員(臨床心理士)による 精神障害に関する相談窓口をご利用ください～

セクシュアル・ハラスメントなど職場のストレスによる精神障害の
労災請求に関して、専門調査員(臨床心理士)による相談窓口を
次のとおり設置していますので、ご利用下さい。

なお、相談日及び場所は変更となる場合がありますので、ご相談
の際には、事前にお問い合わせください。

○ 相談日(毎月)

原則として

第2水曜日 9:00～12:00

第4水曜日 9:00～12:00

○ 場 所

島根労働局

(松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階)

(お問い合わせ先)

〒690-0841

松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 5階

島根労働局労働基準部労災補償課

電 話 0852-31-1159

F A X 0852-31-1163